

○上牧町特別職報酬等審議会規則

令和2年2月28日

規則第1号

改正 令和3年3月31日規則第7号

上牧町特別職報酬等審議会規則（令和元年11月規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、町長の諮問に応じ議員報酬及び特別職の給料の額について審議するため、上牧町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 上牧町の区域内の公共的団体等の者
- (2) 一般公募町民
- (3) その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、その任期を終えるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書人事課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、町長の諮問により最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (令和3年3月規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。